

入湯税



温泉（鉱泉浴場）の入湯客にかかる税金で、その収入は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設の整備や観光の振興に要する費用にあてられる目的税です。

1 納める方は

温泉（鉱泉浴場）に入湯した方が、浴場の経営者等を通じて納めます。

2 納める額は

1人1日につき150円（標準税率）

（注1）1泊2日の入湯客については、通常はこれを1日として取り扱います。

（注2）四日市市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、熊野市、伊賀市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、多気町、御浜町については、軽減税率を設けるなど標準税率以外の税率でも課税しています。

3 申告と納税は

浴場の経営者等が毎月分をまとめて、市町の条例で定められた納期限までに申告し、納めます。

国民健康保険税



被保険者である世帯主に対してかかる税金で、その収入は、国民健康保険事業の費用にあてられる目的税です。

1 納める方は

原則として、国民健康保険の被保険者である世帯主

2 納める額は

その年度の医療費等に基づいて、国民健康保険税の課税総額を決定したうえで、納税義務者ごとに納める額を算定します。所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割により計算されます。

算定額は、市町ごとに異なりますが、その合計額が109万円を超えることはできません。

3 申告と納税は

市町から送付される納税通知書又は年金からの天引きにより、市町の条例で定められた納期に納めます。